

亀山市告示第67号

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成24年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成27年度から平成28年度までの間における利子補給の対象資金の特例）

- 2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に融資機関が行った貸付による資金のうち利子補給の対象となる資金は、第3条中「設備資金」とあるのは、「設備資金及び運転資金」とする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。